

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

株主・取引先・従業員をはじめとするステークホルダーと企業価値を分かち合えるように経営の健全性、効率性を旨とするともに、ステークホルダーがその判断を出来るように可能な限りの情報を開示することをコーポレート・ガバナンスの基本とし、法令を順守するとともに企業の社会的責任を果たすべく安全な製品の供給と環境の保全に努め、地域社会との共生を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則1-2】

当社は、2021年の定時株主総会より議決権の電子行使を開始しました。
招集通知の英訳については、外国人株主の比率が低いことから行っておりませんが、株主構成を注視し必要があれば今後検討してまいります。

【原則1-4】

保有株式に係る議決権行使に関する基準を策定・開示はしておりませんが、取締役会で、投資有価証券の保有状況の報告を行うなどにより、リターンとリスクについての検証を行っております。
また、有価証券報告書にて、株式の保有状況を開示しております。

【補充原則2-4】

女性の管理職登用、外国人の採用、中途採用者の管理職への登用など、男女差なく、適切な評価により、積極的に人材登用を行っておりますが、人員の状況や採用状況なども鑑み、具体的な目標については特に定めておりません。
また、人材育成方針に基づき、採用計画および教育計画を策定し、積極的な社内環境整備などを実施することで、人材育成を効率的に行っております。

【補充原則3-1】

海外投資家の比率が低いことから、対応は行っておりません。
今後、状況が大きく変化するような事態になれば検討を行います。

【補充原則4-8】

会社を取り巻く環境を総合的に勘案して、状況を見ながら、当社にとって必要であると判断すれば、情報交換・認識共有の場を提供することを検討致します。

【原則4-10】

当社にとって必要であると判断すれば、設置を検討致します。

【補充原則4-10】

指名委員会・報酬委員会は設置していませんが、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任および報酬額の決定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会の答申の結果を基に決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則1-7】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での承認を要することとしております。
また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。
当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則2-6】

総務部人事担当が、企業年金の専門組織である運用委託金融機関「三井住友信託銀行」と密に連携を取りながら、企業年金の運用を行っております。
定期的に運用結果の報告を受けることで、適切に管理しております。
また、結果を経理部にも送付し、評価を行っております。

【原則3 - 1】

- () 経営の基本方針や経営戦略につきましては有価証券報告書にて開示しております。
- () コーポレートガバナンスの基本方針につきましては、本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」および有価証券報告書にて開示しております。
- () 取締役の報酬等の決定に関する方針については株主総会招集通知および有価証券報告書にて開示しております。
- () 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選解任および監査等委員である取締役の候補者の選定にあたっては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会にて取締役の相互評価の結果および候補者の能力、知見等を勘案し取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役については、監査等委員会にて候補者を選定し、取締役会にて候補者の能力、知見等を勘案し決定しております。
- () 株主総会招集通知にて候補者の選任理由などを掲載し、株主の皆様への説明を行っております。

【補充原則3 - 1】

有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 1】

当社は、各種会社規定に基づき、経営の意思決定機関としての取締役会とその意思決定に関する業務執行体制としてすべての部店所長を対象とした部店長会議や取締役・部長が委員長となるその他の各種委員会を設け活動を行っております。

【原則4 - 9】

有価証券報告書にて、東京証券取引所の独立役員の基準を根拠にし当社の独立性を判断している旨、開示しております。

【補充原則4 - 11】

考え方は明確に定めてはおりませんが、知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮し、営業、生産、管理の各分野から、広く取締役を選出しております。

スキル・マトリックスについて招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 11】

株主総会招集通知や有価証券報告書にて、役員の兼任状況について、開示しております。

【補充原則4 - 11】

当社は、毎年、各取締役の実効性について、各取締役の自己評価をもとに、分析・評価を行っております。分析・評価の結果、当社取締役会の活動は問題なく実効性は確保されていると評価されました。今後の課題としては、社外取締役の活用による、より一層の議論の活性化に取り組んで行くことといたしました。

【補充原則4 - 14】

社外講習の受講などを定期的にも実施し、必要な知識の習得を行うなどのトレーニングを実施しております。

【原則5 - 1】

当社では、当該事項に対する方針については特段定めておりませんが、IR担当部署は総務部が担い、株主や投資家の面談要請については原則対応しミーティング等を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イワブチ取引先持株会	104,500	9.73
住友商事株式会社	50,000	4.66
イワブチ従業員持株会	39,000	3.63
公益財団法人光奨学会	38,000	3.54
株式会社常陽銀行	35,900	3.34
日本製鉄株式会社	32,000	2.98
三井住友信託銀行株式会社	30,400	2.83
光岡 毅	22,750	2.12
INTERACTIVE BROKERS LLC	18,000	1.68
損害保険ジャパン株式会社	17,000	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

高品 恵子	他の会社の出身者																		
中村 治	他の会社の出身者																		

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋 文実男				公認会計士及び税理士の経歴から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 このことから、取締役会において、適宜意見の表明を行うなど、社外取締役として、有用な経営監督を果たしていただくことが期待できるため、社外取締役に選任しております。
高品 恵子				弁護士としての高い専門性や豊富な知見を有しております。 このことから、取締役会において、適宜意見の表明を行うなど、社外取締役として、有用な経営監督を果たしていただくことが期待できるため、社外取締役に選任しております。
中村 治				鉄鋼業界に精通しており、その経歴からの幅広い知見を有しております。 このことから、取締役会において、適宜意見の表明を行うなど、社外取締役として、有用な経営監督を果たしていただくことが期待できるため、社外取締役に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

社内から選定した7名の内部統制評価員が内部統制部門を構成し、監査等委員会よりその職務を補助するスタッフの要請がある場合は内部統制評価員をその任にあたらせ、その任に従事している間の指示者は監査等委員会とし、取締役からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会社規定において、内部監査部門は、監査等委員会と緊密な連携を図り、社内の監査体制、監査計画、監査実施状況及び内部統制全般などの報告を行うことを定め、内部監査部門は、常勤監査等委員と日常的に連携を図っております。
内部監査部門は、監査等委員会の求めに応じて報告を行うこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在のところ必要ないものと考えています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

令和5年3月期における役員に支払った報酬等の総額は、235,000千円です。当該額の中には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上である取締役はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

a 役員個人の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額以内で、監査等委員会の答申等を含めて取締役会の決議にて決定しております。なお、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬については毎年6月に取締役会で委任を受けた代表取締役社長が、従業員の給与体系を念頭に、役位、担当業務、経歴等を勘案のうえで年俸を決定しております。支給方法は、毎月、年俸の月割り金額を支給しております。

監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会の協議にて決定しております。

また、業績の向上により、役員賞与を支給する場合は、株主総会の決議としております。

役員退職慰労金は、その具体的金額、支給の時期、方法等を、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議に一任する旨の決議を株主総会で行い、その後、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会で、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議で、役員退職慰労金規定に基づき支給額を決定しております。

b 役員個人の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長内田秀吾が取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の事業を把握し、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の評価を行うには代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が作成した原案を基に担当取締役と決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としては、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制として、取締役会の議案書及び付属資料等は事前に配付し、また、必要な情報は総務部から電話又は電子メールで速やかに伝達しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

当社は、代表取締役が業務上の必要性を認めた場合、社内規定に基づき、代表取締役等を退任した者に対して相談役または顧問を委嘱します。

相談役または顧問の業務内容は、会社経営上の課題について、助言または解決のための支援活動を行うものであります。なお、相談役または顧問は取締役会には出席致しません。

相談役または顧問の委嘱は取締役会決議を要することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 取締役会、常務会

取締役会は、現在12名の取締役(うち監査等委員である取締役4名)で構成されており、監査等委員のうち3名は社外取締役であります。原則月1回の定例取締役会を開催し、法令で定められた事項及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

常務会は、現在4名の取締役(社長、副社長、常務2名)で構成されており、原則月1回、取締役会の前に開催し会社の組織、運営、その他経営に関する重要な事項について審議しております。

なお、常勤監査等委員は、毎回常務会に出席しております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役3名で構成し、原則として監査等委員会を2か月に1回開催しております。監査等委員会の組織、活動状況等は、後掲(3)監査の状況 監査等委員会監査の状況に記載のとおりであります。

(3) 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムは、経営の健全性を旨とするコーポレート・ガバナンスの中核であるとの認識のもとに、企業が開示する情報が適正であることを確保する手段と考えております。また、業務の効率性を確保するとともに、法令を順守し、経営に重大な影響を与える事故や不祥事を未然に防止するリスク管理システムとして捉えております。

当社の内部統制システムは、会社法および会社法施行規則に基づき当社グループの企業行動指針を踏まえ、企業規模、業界および生産する製品の特性、経営への影響度、社会的責任、費用対効果を十分考慮した上で、子会社の業務の適正を確保する等の体制を含め下記のとおり整備し、運用しております。

- (a) 当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a) 当社は、「イワチグループ企業行動指針」を定め、法令・規則順守の周知徹底を図っております。
また、当社は、取締役を対象とする役員規定を定め、法令・定款の順守を図っております。
 - b) 取締役には取締役会規定が設けられ、原則月1回の適切な同会運営が確保されており、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しています。
 - c) 当社は、監査等委員会設置会社として、取締役の職務執行に関して監査等委員会の適法性・妥当性監査を受けます。
 - d) 取締役が他の取締役の法令・定款違反を発見した場合は監査等委員会に報告し、その是正を図ります。
- (b) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a) 当社は、書類による情報の保存を原則とし、取締役の職務執行に係る書類および文書は「文書管理規定」に基づき、保存年限を定め、検索性の高い状態で保存、管理しています。
 - b) 電磁的文書および記録については、「情報管理規定」を整備し、適切な情報の保存および管理を行っています。
- (c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a) 当社は、業務に係るリスクの予防と緊急時の体制に関して社内規則を定めて管理しており、経営に重大な影響を与えるリスクの評価については定期的に見直しを行い、その対策を検証する体制を整えています。
 - b) 「情報管理規定」を定め、電磁的文書および記録の保全ならびに施設の保全と安全についての体制を整えています。
- (d) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 取締役会、常務会を原則月1回開催して経営方針および経営戦略に関わる重要事項について決定しています。
 - b) 取締役会の決定または委任に基づき取締役の職務執行については、「会社組織および業務分掌規定」、「職務権限規定」などで取締役それぞれの責任について明確に定めています。
 - c) 取締役は、原則毎月開催される予算審議委員会、販売企画委員会、生産計画委員会、品質管理委員会に出席し、相互の職務執行が効率的に行われるように情報の共有を行っています。
- (e) 当社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a) イワチグループ全社員に向けた「コンプライアンス体制」についての当社社長声明を、社内各部門に掲示して法令・規則の順守を徹底するよう図っております。
 - b) 当該コンプライアンス体制の基礎となる、「イワチグループ企業行動指針」および「コンプライアンス基本規定」を定めています。
 - c) 上記の基本規定には、使用人による内部通報および使用人に対するコンプライアンス教育についても定めています。
- (f) 当社および子会社の業務の適正を確保するための体制
 - a) 「イワチグループ企業行動指針」を定め、グループとして業務の適正を確保しています。
 - b) 「子会社管理規定」を定め、子会社からの報告および子会社への内部監査を充実し、グループ内の意思の疎通を図っております。
 - c) 当社の取締役または使用人を子会社の取締役および監査役またはこれらに準ずる役職に任命し、業務執行の適正を図っております。
- (g) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「子会社管理規定」に基づき、子会社の取締役等は、適宜、当社の取締役会または業務上対応する会議に出席または書面により、経営上重要な事項につき報告を行うと定めています。
- (h) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a) 子会社は、業務に係るリスクの予防と緊急時の体制に関して当社の社内規則に準じて管理しています。
 - b) 当社は、上記(c) a)において、経営に重大な影響を与えるリスクの1つとして子会社に係るリスクを認識し管理しています。
- (i) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 子会社の取締役等の重要な職務については、当社取締役会の付議事項として事前の審議を経て執行しています。
 - b) 子会社の取締役等は、適宜、当社の取締役会または業務上対応する会議に出席または書面により、重要事項に対する指導・助言を受けております。
 - c) 当社監査部門による子会社内部監査を定期および臨時に実施して、子会社の取締役等の職務執行の効率性を監査しています。
- (j) 当社子会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a) 当社は、「イワチグループ企業行動指針」を定め、法令・規則の順守の周知徹底を図っております。
 - b) 子会社の取締役等は、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しています。
 - c) 子会社はすべて監査役設置会社として、子会社の取締役等の職務執行に関して監査役の監査を受けます。
 - d) 子会社の取締役等が他の取締役等の法令・定款違反を発見した場合は監査役に報告し、その是正を図ります。
- (k) 当社子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a) イワチグループ全社員に向けた「コンプライアンス体制」についての親会社社長声明を、各子会社に掲示して法令・規則の順守を徹底するよう図っております。
 - b) 当該コンプライアンス体制の基礎となる、「イワチグループ企業行動指針」を定めています。
 - c) 当社監査部門による子会社の内部監査を定期および臨時に実施して、子会社の取締役等および使用人の職務執行の適法性・妥当性を監査しています。
- (l) 当社監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
 - a) 監査等委員会より、その職務を補助するスタッフの要請がある場合は、専門性を有する内部統制評価員をその任にあたらせます。
内部統制評価委員は複数名任命されており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人から選出されています。
 - b) 内部統制評価員が監査等委員会の職務を補助する任に従事する場合はその旨の社内文書により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保します。
 - c) 内部統制評価員は上記社内文書により監査等委員会の指揮命令に従うものとし、監査等委員会の指示の実効性を確保します。
- (m) 当社監査等委員会への報告に関する体制
 - a) 当社の監査等委員会には常勤の監査等委員を置き、主に常勤監査等委員を通じて監査等委員会へ報告する体制としています。
 - b) 担任役員以上により決裁される稟議書は、常勤監査等委員に回覧されます。
 - c) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が出席する部店長会議および社内各種委員会、子会社に関する審議報告を含み、常勤監査等委員はこれら会議に出席し、また、議事録等の重要書類の閲覧ができます。
 - d) 当社内の電子情報の閲覧につき、報告に代わるものとして可能な限りのアクセス権を常勤監査等委員に設定しています。
 - e) 当社監査部門による子会社への監査結果は、遅滞なく常勤監査等委員に報告されます。
 - f) 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社および子会社の取締役等(監査等委員である取締役を除く。)または使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしない旨周知徹底しています。

- g) 当社「監査等委員会規定」において、その職務遂行のために必要な費用は会社に請求することができると定めています。
- h) 上記に拘らず、監査等委員会は必要の都度、当社および子会社の取締役等(監査等委員である取締役を除く。)または使用人に対して報告を求めることができるものとしています。
- (4) リスク管理体制の整備の状況
 リスク管理につきましては、市場環境の変化(市場環境、資産価値)、原材料等の価格・調達、製品の品質、金融市場(金融資産、為替変動)、災害・事故の発生(自然災害、事故)、情報セキュリティ、人材の確保・育成(人材確保、人材育成)、法令・規則違反、グループ経営及び気候変動に関するリスクに分類し、リスクの低減と未然の防止に努めております。
 法令・規則の順守については、「コンプライアンス基本規定」を制定するとともに、コンプライアンス体制の社長声明を各店舗に掲示して、法令順守及び企業倫理の徹底を図っております。なお、「コンプライアンス基本規定」には内部通報者保護及びコンプライアンス教育の規定を設けております。
- 製品の品質と事故の発生リスクについては、ISOマネジメントシステムを通じて、予防及び緊急時の措置を定めております。
 また、定期的な内部監査の実施により、包括的にリスク管理体制に問題がないかといった検証を行っております。
- (5) 責任限定契約の内容の概要
 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
- (6) 役員等賠償責任保険(D&O保険)契約の内容の概要
 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社の取締役および従業員を被保険者とし、これらの役職の立場で行なった行為による損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。ただし、当該保険契約においては法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事由を定めることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は当社が全額負担しております。
- (7) 取締役の定数
 当社の取締役は(監査等委員である取締役を除く。)15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。
- (8) 取締役の選任の決議要件
 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。
- (9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項
 (a) 自己株式の取得
 当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得ができる旨を定款に定めております。
- (b) 中間配当
 当社は、株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。
- (10) 株主総会の特別決議要件
 当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役3名を含む取締役会と過半数が独立社外取締役である監査等委員会の連携を中心に、内部統制システムの整備とISOマネジメントシステムを通じて、経営に対する監督機能の強化を充分に図れることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	令和5年6月28日開催の第73回定時株主総会の招集通知は、令和5年6月8日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.iwabuchi.co.jp/)において、企業情報およびその他の投資家向けIR情報等を掲載しております。	無

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>イワチグループの企業行動指針を下記のとおり定め、ステークホルダーに対し、真摯な姿勢で向き合う旨を規定しております。</p> <p>イワチグループは社会の変化を先取りした積極的かつ健全な事業経営を通じて、社会的責任を果たしていくために次の7原則を行動指針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全性や品質に十分配慮した製品を開発・提供し、顧客の満足と信頼を得る。 2. 自由な競争を通じ、適正で公正な取引を行なう。 3. 法令と規則を順守する。 4. 透明性を重視し、企業情報を適切に開示する。 5. 環境保全に積極的に取り組む。 6. 安全で働きやすい職場環境を確保する。 7. 良き企業市民として地域社会に貢献する。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>(1)環境保全活動等の実施</p> <p>ISO9001およびISO14001に関して一般財団法人日本品質保証機構の審査登録を受け、そのマネジメントシステムを活用し、製品の品質管理による不良低減等を通じて材料等の資源の有効利用と環境保全に積極的に取り組んでおります。</p> <p>(2)CSR活動等の実施</p> <p>地域社会への貢献として、地域の奨学金交付団体である公益財団法人光奨学会に対し、運営資金面を含む事業活動を支援しております。</p> <p>また、松戸市立図書館・江戸川を守る会、盲導犬を普及させる会、日本赤十字社等に寄付等の支援をしております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>イワチグループの企業行動指針において、透明性を重視し、企業情報を適切に開示することは、当社グループが積極的かつ健全な事業経営を通じて社会的責任を果たすための前提と位置付けております。</p> <p>これを基に、ステークホルダーが当社の企業価値、社会的役割等を的確に評価できるように、会社情報(決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報)の適時開示に係る社内体制を整備しております。</p> <p>一例として、仕入先で構成された協力会において、生産情報等の情報交換会を行っております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

内部統制システムは、経営の健全性を目指すコーポレート・ガバナンスの中核であるとの認識のもとに、企業が開示する情報が適正であることを確保する手段と考えております。また、業務の効率性を確保するとともに、法令を順守し、経営に重大な影響を与える事故や不祥事を未然に防止するリスク管理システムとして捉えております。

なお、内部統制システムは当社グループの企業行動指針を踏まえ、企業規模、業界の特殊性、経営への影響度、社会的責任、費用対効果を十分考慮した上で整備しております。

(2)整備状況

毎月開催する組織横断的委員会である予算審議委員会、販売企画委員会、生産計画委員会、品質管理委員会に取締役も出席し、各問題点につき審議し解決を図っております。

環境保全委員会及び安全衛生委員会を定期的開催し、環境関係法令・労働安全衛生の法令の順守状況を評価するとともに、職場の改善事項につき審議しております。

社長室・総務部・経理部・情報システム部で関係業務の内部体制について責任を持ち、営業部門・製造部門の各業務へのモニタリングを、日常業務を通じて実施しております。

ISOマネジメントシステムを重要な内部統制システムとして採用し、運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

「イワチグループ企業行動指針」および「コンプライアンスの具体的な項目」を策定し、その中で、法令および規則を順守し、反社会的な勢力および団体とは対決することを明記しております。

(2)整備状況

対応統括部門を総務部とし、所轄警察署、顧問弁護士等の外部機関と連携し、また、社内イントラネットにおいて対応マニュアルを掲示するなどして、反社会的勢力からの不当要求等に対応することとしております。

また、千葉県企業防衛協議会、千葉県暴力団追放県民会議、松戸市職場警察連絡協議会に加入する等、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、必要な情報を社内へ周知しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) コーポレート・ガバナンス体制の模式図

添付のとおりであります。

(2) 適時開示体制の概要

ア. 行動指針

「イワブチグループ企業行動指針」において、透明性を重視し、企業情報を適切に開示することおよび法令と規則を順守することを定めております。

また、「コンプライアンスの具体的項目」において、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めております。

イ. 社内規定に基づく体制

社内規定として「インサイダー取引防止管理規定」を定めております。この規定は、内部情報に関する把握、管理および適時情報開示に関する行動基準を示し、情報の漏洩および不正な取引等を防止し、企業の社会的責任を果たすことを目的としております。

特に、会社情報の開示に関しましては、株主はもちろんのこと、取引先、社員、地域社会をも含めた重要なステークホルダーに対して、企業が社会的存在としての役割期待を果たしていくことも重要であると考え、その意味で株主や投資家が的確に企業価値を評価できるように、より一層適時適切な情報開示に努めるものです。

このような考えに基づき、会社情報の適時開示に係る社内体制に関しましては、次のとおりであります。

(ア) 決定事実に関する情報

当社および当社の子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項または及ぼすおそれがあると考えられる事項については、常務会の協議を経て、取締役会または社長により決定され(事実の決定)、総務部長が速やかに情報開示を行っております。

(イ) 発生事実に関する情報

当社および当社の子会社の経営に重要な影響を及ぼす事実または及ぼすおそれがあると考えられる事実が発生した場合(事実の発生)、各部長は速やかに社長および総務部長に報告し、総務部長が速やかに情報開示を行っております。

また、役職員が取得した情報が法定上の重要事実該当しない場合でも、当該部長は総務部長に照会し、総務部長は開示の要否を判断して、情報開示を行っております。

(ウ) 決算に関する情報

決算に関する情報は、経理部長が取締役会へ報告を行い、取締役会の承認を受け、総務部長が速やかに情報開示を行っております。

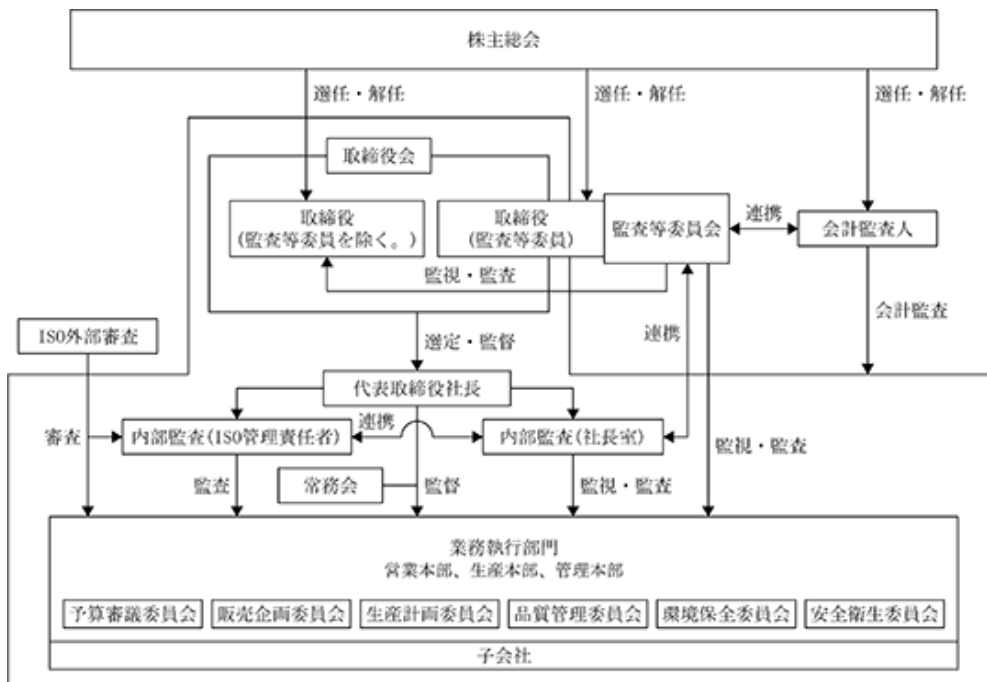
ウ. 会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図

添付のとおりであります。

(3) コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題

ア. 製品品質リスクの軽減に向けて、子会社・協力会社の品質管理をより一層強化する体制を検討しております。

イ. 一般業務監査とISO内部監査の連携によるより効率的な内部監査体制を模索しております。



会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図

